

辻居 幸一（つじい・こういち）先生

中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士

弁護士。弁理士。

1979年3月、中央大学法学部卒業。

1980年10月、司法試験に合格。

1983年4月、弁護士登録 中村合同特許法律事務所に入所。

1988年8月、米国コーネル大学ロースクール(LL.M)に入学。

1989年5月、同大学を卒業。

9月、NYの Hughes Hubbard & Reed 事務所に入所。

10月、米国ニューヨーク州弁護士試験に合格。

1990年、帰国し、現在は中村合同特許法律事務所パートナー。

2009年4月、中央大学法科大学院客員教授。



- ・財団法人日本オリンピック委員会法務専門委員会、アンチ・ドーピング委員会、マーケティング委員会委員
- ・財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事
- ・一般財団法人日本スポーツ仲裁機構監事
- ・社団法人全国コンサートツアー事業者協会常任理事

〈講義概要〉

中村合同特許法律事務所パートナーで、知的財産権法を専門とする辻居幸一氏が、映像コンテンツの著作権についての講義を行った。

講義ではまず、知的財産権と著作権に関する基本的な知識を分かりやすく説明した上で、映画の著作物と著作者人格権について解説。さらに、映像コンテンツと著作権の関わりについて、数多くの判例やクイズを用いて説明した。エンタテインメント産業を考えるにあたり避けて通ることのできない問題でありながら、学生が身近に感じにくい著作権の問題を親しみやすく説明し、その意味や重要性を示すと同時に、学習を深めるきっかけを与えた。

また、著作権については、「立場の違いによる利害の対立が鮮明であること」、「投資を保護し、著作者の保護と著作物の円滑な利用のバランスが取れた社会を実現することがエンタテインメント産業の更なる発展につながること」、さらには、「産業政策・文化政策をしっかりと定めることが重要であること」などを示し、これまでとは異なる角度からの講義となった。

〈受講生の感想〉

普段はエンタテインメントに直接関わる講師の方々のお話を聞くのですが、今日は著作権という面からエンタテインメント産業を見るということで、また違った方面のエンタテインメントの問題点を知ることができました。多くの事例を挙げていただき、普段あまり触れられない著作権問題を分かりやすく理解することができました。

立命館大学・産業社会学部・1 回生

今回は著作権を中心にお話を聞き、改めてその大切さを感じました。普段はあまり意識していないのですが、正しい知識を持っておかないと、知らず知らずのうちに、著作権を侵害してしまう可能性もあります。最低限のことを知っておくことは自分のため、他人のためになることを実感しました。

立命館大学・産業社会学部・2 回生

例を挙げて説明をしてくださったので理解しやすかったです。においや色、音なども商標権の対象となる予定であるという話に触れられる形のないものが商標権の対象となるということに驚きました。著作人格権が譲渡不能なことや、アーティストが持つのは著作権隣接権であるということまでは知らなかったのです。そのような話が聞けてとてもおもしろかったです。

京都橋大学・文化政策学部・3 回生

商品や作品の権利というのはすごく複雑だなあと感じました。盗作の判断基準はたしかにこれっていつ定められるものでもないし、難しいものだけど、何らかの判断基準は大切だと感じました。これらの問題はこれからメディア業界にすすみたい私たちにとって、すごく大切なことだと思います。なのでこれからまたさらに勉強を進めたいと思います。

立命館大学・産業社会学部・1 回生

二次的著作物の話が難しかったです。でも、すごく為になるお話を聞いて良かったです。ちょっとした小さな作品でさえも著作権は生じるのだから、映画となると、ものすごく多くの著作権が関係していて、複雑そうだと思います。映画をはじめ、クリエイティブな仕事をするには、著作権についてよく理解することが絶対必要だと、今回お話を聞いて痛感しました。自分だけでは理解しにくいことを、わかりやすくお話しただいて、本当にありがとうございます。

立命館大学・産業社会学部・1 回生

著作権の事について詳しく知らなかったのですが、譲渡できる権利とできない権利を実際の判例として説明していただき興味深かったです。今回の授業で著作権を扱う時に、著作権が誰に対して向けられているかを考える道筋がなんとなくわかりました。

立命館大学・映像学部・3 回生

